

政令指定市の子ども医療費助成制度一覧

注：年齢は満年齢（「2歳」とあるのは3歳未満）

2015年10月1日現在 全国保険医団体連合会調べ

都市名	対象年齢		所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事	政令市 指定年月日
	外来	入院			現物給付	償還払い		
札幌市	就学前	中卒	児童手当特例給付準用	初診時（医科580円、歯科510円）	○			1972.4.1
仙台市	小3	中卒	高齢福祉年金一部支給条件準用	外来初診時500円（3歳～小3）、入院10日まで1日500円（小1～中3）	○			1989.4.1
さいたま市	中卒	中卒	なし	なし	○		△	2003.4.1
千葉市	中卒	中卒	なし	入院・外来とも1回300円（0歳～小3） 外来：1回500円（小4～中卒） 市民税所得割非課税世帯は負担なし	○		○	1992.4.1
横浜市	小3	中卒	0歳児「なし」、1歳以上「あり」。乳幼児・児童の8割を助成する独自基準を設定	なし	○	○注①		1956.9.1
川崎市	小2	中卒	0歳児「なし」、1歳以上：児童手当特例給付準拠	なし	○	○注②		1972.4.1
相模原市	小卒	小卒	0歳児「なし」、1歳以上：児童手当特例給付準拠	なし	○			2010.4.1
新潟市	小6	高卒	なし	外来：1日530円（月4回限度）、入院：1日1,200円	○		○注③	2007.4.1
	3子以上いる世帯は、通院・入院とも高校卒業まで							
静岡市	中卒	中卒	なし	外来：1回500円（0歳児は無料）。入院：なし	○	○注④		2005.4.1
浜松市	中卒 注⑤	中卒	なし	入院・外来とも1回（1日）500円（未就学児は月4回限度）	○注⑤			2007.4.1
名古屋市	中卒	中卒	なし	なし	○			1956.9.1
京都市	中卒	小卒	なし	入院：月200円（1医療機関ごと） 外来：0～2歳月200円（1医療機関ごと）。3歳～月3,000円超は償還払い。	○	○注⑥		1956.9.1
大阪市	中卒	中卒	児童手当特例給付準用（助成非該当者は18%程度）（2015年11月以降、所得制限は中学生のみ）	外来・入院とも1日あたり500円以内（月2日限度）（1医療機関ごと）。ただし月額上限2,500円以上は償還払い。	○	○注⑦	×	1956.9.1
堺市	中卒	中卒	なし	外来・入院とも1日あたり500円以内（月2日限度）（1医療機関ごと）	○	○注⑦		2006.4.1
神戸市	中卒	中卒	0～2歳児「なし」。3歳以上は児童手当特例給付準用。	入院：なし 外来：1医療機関1日500円（3歳以上）	○	○注⑧		1956.9.1
岡山市	就学前 （※2）	中卒	なし	なし ※3		○注① （※3）		2009.4.1
広島市	就学前 （※1）	就学前 （※1）	児童手当特例給付準用	外来：0歳児は初診算定時に1日500円（月4日限度）、1歳～1日500円（月4回限度） 入院：0歳児なし。1歳児～1日500円（1医療機関、14日限度）	○			1980.4.1
北九州市	就学前	中卒	特別児童扶養手当限度額（2子以上いる世帯を除く）	入院：小・中学生は1日500円（1医療機関ごと、月7日限度） 外来：なし	○	○注⑨		1963.4.1
福岡市	就学前	小卒 （※4）	なし	なし	○			1972.4.1
熊本市	小3	小3	なし	入院・外来とも医科3歳以上、歯科5歳以上は500円（月ごと、1医療機関ごと）	○	○注⑩		2012.4.1

※「入院食事」 ○印は、入院時食事療養費標準負担額を助成対象を示す。△印は半額助成を示す。

注①：小学以上、

注②：小2～中卒

注③：減額認定者のみ

注④：夜間・休日等の時間外に受診（通院）した場合は、一旦、医療機関等へ医療費を支払った後、払い戻し助成申請が必要。ただし、県内の市や医師会等によって運営されている休日夜間急患センター（市内では「静岡市急病センター」）や当番の診療所（開業医）では、その場で医療費助成が受けられる。

注⑤：小・中学生の診察時間外は助成対象外

注⑥：外来3歳～小卒1医療機関あたり月3,000円超えた場合

注⑦：自己負担月2,500円以上の場合

注⑧：中学生の入院

注⑨：小・中学生

注⑩：小学生の入院で一部負担金が21,000円以上の場合

注⑪：浜松市夜間救急室、休診日の受診（休日当番医）、時間外受診は、助成の対象外。

※1 発達障害の子どもは小学2年まで

※2 2016（平成28）年4月から、小卒に改善予定

※3 2016（平成28）年4月から、外来：小学生は1割

※4 2016（平成28）年1月より、中卒に改善予定